

重度障害者就業支援事業（拡充）

常時介護を必要とする重度障害者が就労時等において支援を受けることができる重度障害者就業支援事業を拡充

背景

- 現在の障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）では、通勤や就労の際の利用は、個人の経済活動の支援にあたるとして認められていない。
- 令和2年度から実施している重度障害者就業支援事業では対象者が重度訪問介護を利用している自営業者と限られている。

支援内容

就業中、就業に伴う移動中または休憩時間中の日常生活に係る介助

R2年度

- 対象者
重度訪問介護を利用している自営業者
- 費用負担割合
大阪府（1/2）、堺市（1/2）

拡充

R3年度

- 対象者
重度訪問介護・同行援護・行動援護を利用している自営業者または被雇用者
- 費用負担割合
国（1/2）、大阪府（1/4）、堺市（1/4）